

建設業法施行規則等の改正に伴う各種申請等の取扱いについて

解体工事に関する施工技術の専門化や施行実態の変化といった事情を踏まえ、業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講じる「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第55号。以下「改正法」という。)が平成26年6月4日に公布されたところです。

改正法のうち、当該解体工事の新設に係る規定等については、平成28年6月1日から施行されるため、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)においても、所要の改正が行われ、建設業許可申請、経営事項審査に係る様式変更等が行われます。

つきましては、同規則の改正に伴う各種申請等の取扱いについて、掲載資料をご参照の上、円滑な手続きを行うことができるよう、ご理解、ご協力の程宜しく御願ひ致します。

なお、本改正による各種申請等の取扱いについて掲載している内容は、**九州地方整備局管内の国土交通大臣許可業者を対象**としておりますので、各県知事許可業者と一部取扱いが異なる場合がありますので、念のため申し添えます。

問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局
建政部建設産業課
092-471-6331(代表)
建設業許可について
内線6145 6146
経営事項審査について
内線6145